

(第八部)

第二回参議院労働委員会会議録第八号

昭和二十三年六月十四日(月曜日)午後一時三十分開會

本日の會議に付した事件

○合同審査会の委員選定の件

○委員長(原虎一君) これから委員会を開催いたします。職業安定法第十二條第十一項の規定に基づき、職業安定委員会委員旅費支給額に關し議決を求め、條件に關しまして、去る六月一日午後参議院において、参議院衆議院兩院労働委員会合同審査會を開催いたしました。が、當委員会としては未だ豫備審査でありまして、議案の本付託になつておりません。参議院労働委員会委員の委員数は二十五名、衆議院労働委員会委員の委員数は三十五名で、同数であります。合同審査會においては、表決いたさない意向で臨みましたところ、職業安定法第十二條第十一項の「合同審査會の議を経て」という條文によりまして、表決を経なければならぬといふことになりましたので、兩院労働委員会より同数の委員を合同審査會に出すことにし、當任委員会合同審査會規程第三條によりまして合同審査會に出席すべき委員二十名を當委員会において選定することになりました。今申しました事情であります。お諮り申し上げます。

○委員(原虎一君) 今お諮りになりました選出すべき二十名は委員長の指名にしたいと思ひます。

○委員長(原虎一君) 只今、委員から委員長の指名という動議が出ました。委員長はごさいせんか。

(委員長は「ごさいせん」と答へた)

○委員長(原虎一君) それでは選定委員を次の通りにいたしたいと思います。

堀 末治君 小川 久義君
栗山 良夫君 天田 勝正君
千葉 信君 山田 節男君
荒井 八郎君 平岡 市三君
紅雲 みつ君 深川タマエ君
奥 むねお君 川上 嘉市君
竹下 豊治君 早川 慎一君
堀井 伊介君 松井 道夫君
中野 重治君 岩間 正男君
川村 松助君 原 虎一君

以上二十名であります。それでは労働委員会を休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時八分開會

○委員長(原虎一君) 労働委員会を再開いたします。都合によりまして直ちに閉會いたします。

午後二時九分散會

出席者は左の通り。

委員 原 虎一君
堀 末治君
小川 久義君
栗山 良夫君

理事 天田 勝正君
荒井 八郎君
川村 松助君
紅雲 みつ君
深川タマエ君
奥 むねお君

五月二十九日本委員会に左の議案を付託された。

一、看護婦の待遇改善に關する請願 (第七百九十三號)

一、労働委員の手當増額に關する陳情 (第七百七十七號)

第七百九十三號昭和二十三年五月二十二日受理

看護婦の待遇改善に關する請願

請願者 千葉市千葉醫科大學附屬病院内 白井志津

紹介議員 岩間正雄君

醫學の教育並びに研究に重大な使命を有する官立大學附屬病院の施設は非常に悪く、職員殊に看護婦の待遇は周知されてゐるので、生活に困り過重労働で病弱者が激増してゐるが、かくては看護婦の減少によつて病院の使命遂行に支障を生ずるから労働基準法の完全實施、各種の待遇改善、教育機關の充實等諸問題記載の事項について實現を圖られたいとの請願。

第九日受付

労働委員の手當増額に關する陳情

福岡縣議會議長 稻島裕

現下の重要な労働關係の調整を職務とする労働委員の待遇は、その職責の重要性と困難性に顧みて低額に失するから、手當額を少くとも當地委員(月二

千圓)程度に増額せられたいとの陳情。

六月十一日豫備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案(豫第三百三十五號)

労働者災害補償保險法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保險法の一部を改正する法律

労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十號)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「官公署」を「労働基準法第八條第一號乃至第十五號及び第十七號に該當しない官公署」に改める。

第六條から第八條までの規定並びに第十一條及び第十七條中「使用者」を「事業主」に改める。

第十二條第一項第一號及び第二號を次のように改める。

一 療養補償費(命令で定める金額未満で負傷又は疾病の治つた場合を除く)とし、療養費の全額。

但し、命令で定める金額は通常起り得る負傷及び疾病について、通例療養七日間に要する費用の平均額を標準としてこれを定める。

二 休業補償費(休業七日以内で負傷又は疾病の治つた場合を除く)とし、休業一日につき平均賃金の百分の六十。

第十四條 削除

第十五條中「第十二條第一項」を「第十二條第一項第一號乃至第四號及び第六號」に改め、同條に次の一項を加える。

第十二條第一項第五號の規定による葬祭料は、葬祭を行ふ者に、これを支給する。

第十八條 保險加入者が、故意又は重大な過失によつて、第二十八條第一項又は第二十九條の規定による保險料の納付を怠つたときは、政府は、その納付を怠つた事業について、その納付を怠つた期間中に生じた事故に對する保險給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十條に次の一項を加える。

前項の場合において、補償を受けるべき者が、當該第三者より同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その償額の限度で災害補償の義務を免れる。

第二十一條に第一項として次の一項を加える。

保險給付を受ける権利は、労働者の退職によつて變更されることはない。

第三十九條第二項本文を次のように改める。

證據調については、民事訴訟法の規定を準用し、その費用については、政令の定めるところによる。

附 則

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

この法律施行中に発生した事故に
對する災害補償に關しては、なお従
前の例による。

六月十二日本委員會に左の事件を付託
された。

一、醫療従事員を労働基準法より除
外することに關する請願（第九百
二十八號）

第九百二十八號昭和二十三年六月三
日受理

醫療従事員を労働基準法より除外する
ことに關する請願

請願者 山形市七日町山形縣醫
師會長 大沼貞藏

紹介議員 小杉繁安君

醫師は晝夜の別なく診療のため應招の
義務と責任があり、その助手である他
の醫療従事員の職務も特殊性を有して
いるから、労働基準法の嚴正な適用は
醫療行為に支障を及ぼし、ひいては社
會保健に重大な影響を及ぼすから、同
法の適用から除外せられたいとの請
願。

昭和二十三年八月十四日印刷

昭和二十三年八月十六日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局